

# 八王子市立鍵水小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

## 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）  
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）  
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）  
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）  
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）  
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

### 八王子市立鍵水小学校 いじめ防止基本方針

#### ○いじめの防止等に関する基本的な考え方

保護者、地域、関係機関等と連携しながら、教職員が組織的に対応し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応を図り、解決への取組を徹底する。

#### ○令和8年度の重点項目

週1回の「学校いじめ対策委員会」や定期的なアンケート等による、いじめの早期発見に向けた取組。

### 令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・令和7年度のふれあい月間（6月、11月、2月）でのいじめ認知調査において1学期56件、2学期87件、3学期21件（現2年生～6年生）を把握している。いじめの疑いのあるものも含めての件数となっているが、継続して見守るだけでなく、さらに今後起こりうるいじめを未然防止・早期発見・早期対応をする必要がある。
- ・よりきめ細やかな対応を行うため、いじめ対策コーディネーターを3名に増やす。
- ・児童の日々の変化やトラブルなどを学年で共有する習慣を徹底することに加え、いじめ案件について担任や学年で解決を試みるのではなく、学校全体で組織的に解決していく必要がある。

## いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 15時00分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、いじめ対策コーディネーター  
学年主任、専科主任、くわのみ学級、養護教諭、SC
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断  
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

### いじめ対応の流れ

- ①いじめの事実確認を徹底して行う。（学年で対応）
- ②管理職、生活指導主任、いじめ対策コーディネーターに報告する。
- ③当該学年で情報を収集・整理した後、いじめ対策委員会で対応を検討する。
- ④いじめを受けた児童、及びその保護者に対する支援を行う。
- ⑤いじめを行った児童に対する指導、及びその保護者に対する助言を行う。
- ⑥該当児童の見守りと3か月後を目安に状況確認を行う。

### いじめの防止等に関する教員研修

- 4月3日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 9月18日 「重大事態の理解と対応、事例検討」
- 1月28日 「いじめへの組織的な対応」

## いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

### いじめの防止等に関わる授業

- ・道徳や学級活動、各教科において以下の4点の指導内容の授業を行う。
- ①「いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成」
- ②互いの個性の理解
- ③望ましい人間関係の構築
- ④規範意識の醸成

### SOSの出し方に関する授業

- ・学級活動で、学級や学校における生活上の諸問題の解決方法を指導する。
- ・体育科の保健領域（5年生）「心の発達」において、不安や悩みへの対処は大人や友達に相談するなどいろいろな対処方法があることを指導する。
- ・朝会での校長講話や、長期休業日前に生活指導部がSOSの出し方を全校へ指導する。

### いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・全校朝会で校長による「いじめ防止の話」「命の大切さについての話」の講話をする。
- ・各クラスで「生命の尊さ」についての道徳の授業を行う。
- ・学校便りや学年便り、HP等で取組や道徳授業の様子を知らせる。

### 児童の自己肯定感を高める取組

- ・自分の活動を振り返ったり、友達と学び合ったりすることで、自分のよさや友達のよさに気付くことができる学習活動を計画する。
- ・児童が自信をもてるように「分かった・できた」を感じる授業を計画し、校内研修等で教師同士も研鑽していく。
- ・保護者会や個人面談で、子供のよさに着目し、保護者と子供を称賛することを共通理解していく。
- ・話し合い活動を充実させ、合意形成する場面を増やし、児童一人一人の考えが認められる環境をつくる。

## 保護者・地域・関係機関との連携

### 保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。